

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課／地域移行・障害児支援室

目 次

【障害福祉課】

1	新体系定着支援事業について……………	1
2	強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について……………	2
3	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について……………	5
4	福島県相双地域等への介護職員等の応援について……………	7
5	障害福祉関係施設等の整備について……………	8
6	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	13
7	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び 障害福祉サービス等経営実態調査について……………	40
8	地域区分の見直しについて……………	41
9	規制改革について……………	53
10	障害者の就労支援の推進等について……………	60
11	障害者優先調達推進法について……………	91
12	訪問系サービスについて……………	102

【地域移行・障害児支援室】

13	障害児支援について……………	1 1 0
14	発達障害児（者）への支援について……………	1 2 6
15	障害者の地域生活への移行等について……………	1 3 8
16	相談支援の充実等について……………	1 5 2
17	障害者虐待防止対策について……………	1 7 2

1 新体系定着支援事業について

新体系定着支援事業は、平成 23 年度第 4 次補正予算において、新体系サービス移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための支援として、計画的に経営改善に取り組む事業所に対し、平成 24 年度に限り運営費の助成を行うために創設したものである。

本事業については、平成 24 年度限りの事業であり、現在、事業の終了に向けて、各事業所においては経営改善に向けた取組を進め、各都道府県においては各事業所に対する支援や助言を行っていただいているところであるが、都道府県におかれては、助成終了後も継続して安定的な事業運営が確保できるよう、引き続き経営の改善のために必要な助言及び指導を行われたい。

また、事業所体制等の見直しにより、新たに介護給付費等により加算される単位数の増加が見込まれる場合は、都道府県等に対し介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となるが、事業所が本年 4 月サービス提供月からの加算を希望する場合は、前月である 3 月 15 日付けまでに届出を行う必要があるため、都道府県等におかれては、これらの事業所が加算の支払いに間に合うよう、周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 25 年度予算案における都道府県地域生活支援事業で、地域での障害児者が利用する事業所の経営基盤安定及び強化を目的とした「児童発達支援センター等の機能強化等（案）」をメニュー項目として盛り込んでおり（詳細は 110 頁）、管内事業所において、地域における事業所の役割に鑑み、経営を支援することにより、地域の拠点としての機能発揮が期待される場合には、都道府県等において本事業の活用についてもご検討願いたい。

2 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

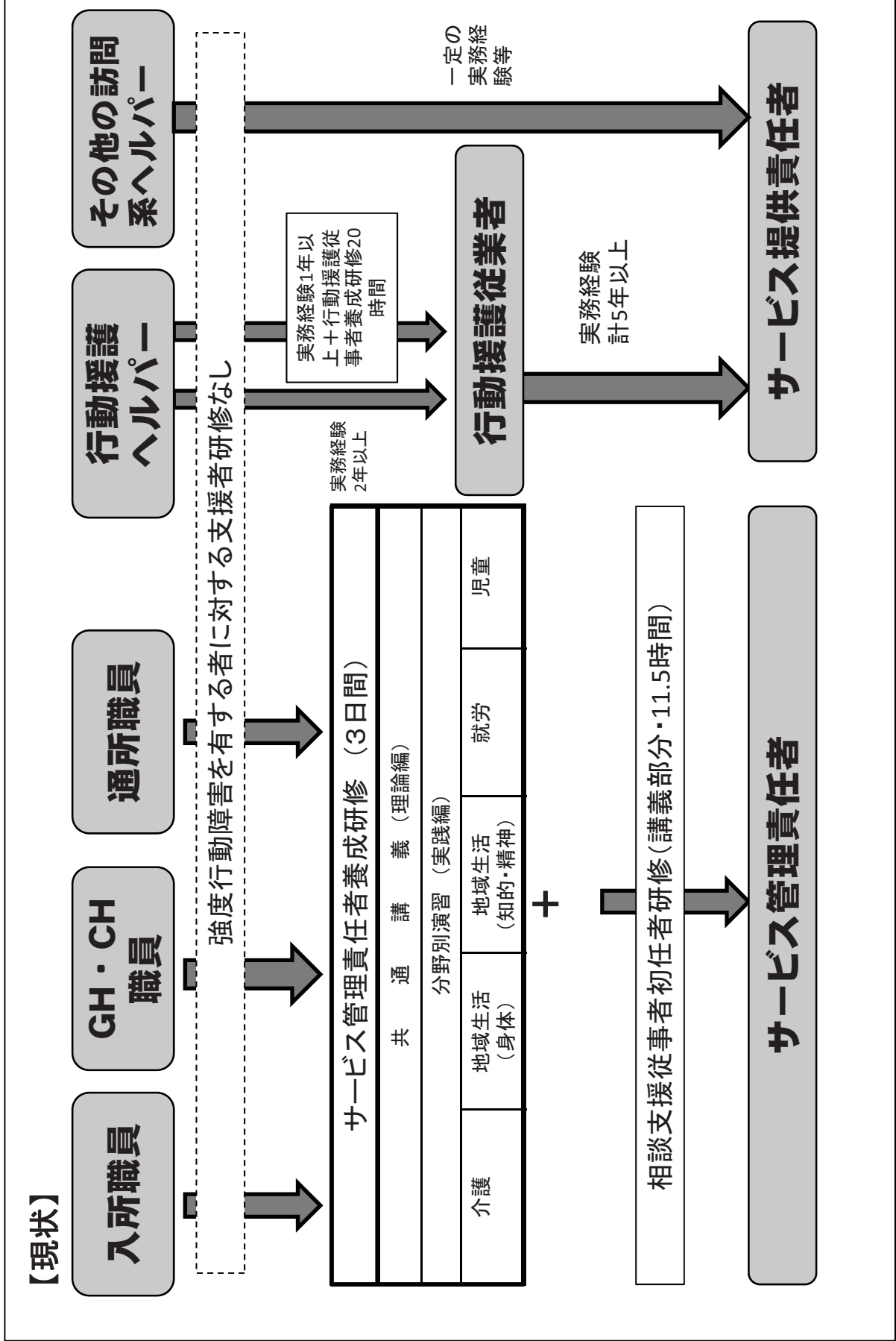
強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている。このため、平成 25 年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成 25 年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取組に努められたい。

なお、これらの研修に関する詳細については、別途周知することとするので、御承知おき願いたい。（関連資料（3 頁））

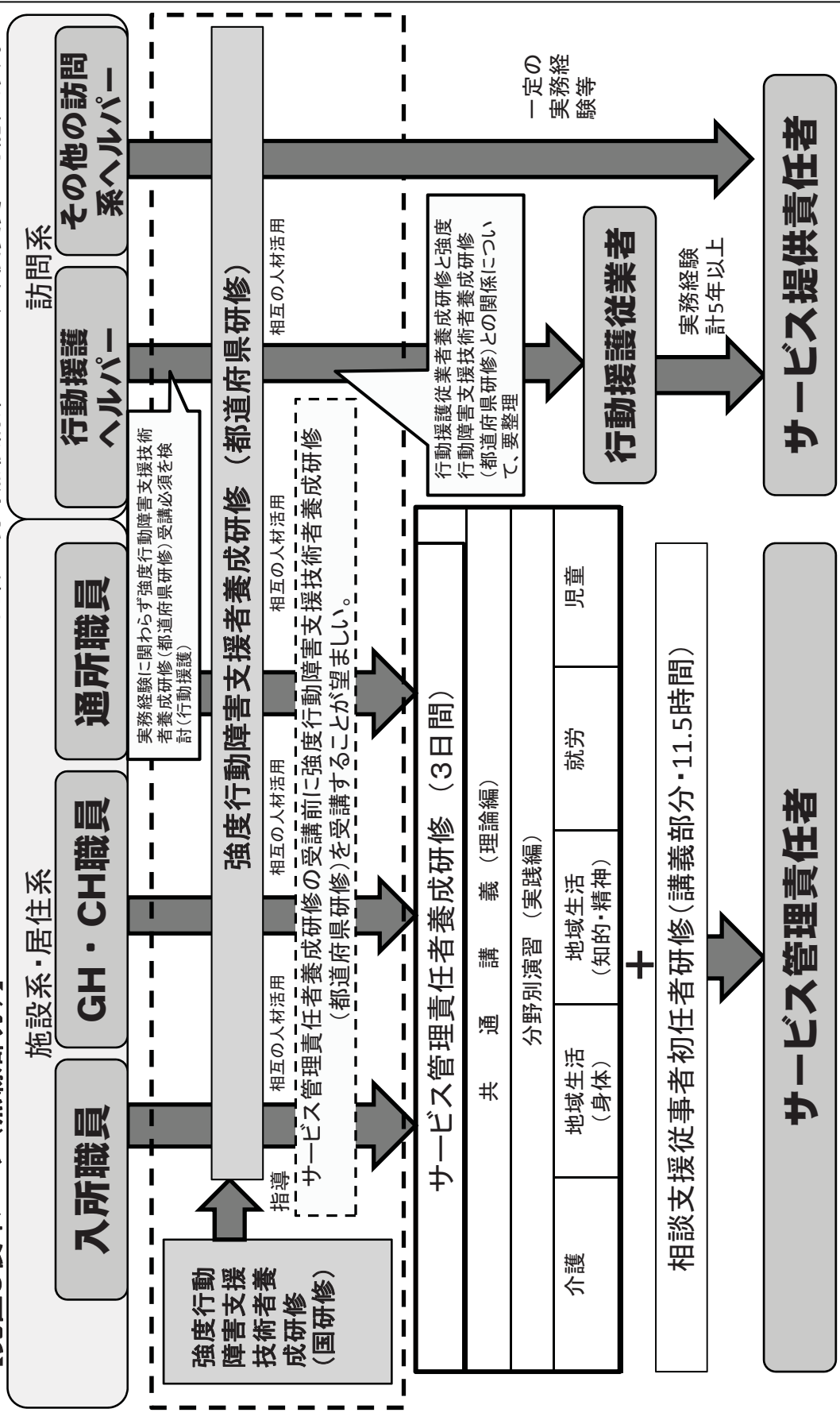
強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

(関連資料)



【見直し後イメージ(点線部分)】

※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。



【見直しにあたっての趣旨】

- 専門的な人材の育成(強度行動障害の特性から虐待につながりやすい→虐待防止の観点)
- 知的障害者等の支援者のキャリアパスの形成
- 施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開
- 訪問系サービスの普及拡大、質の向上(行動援護、重度訪問介護)

3 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

(1) 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行った事業者数（登録特定行為事業者数）については、全国で8,187か所であり、そのうち、障害児者関係では1,463か所となっている。（平成24年12月21日現在）

（参考URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/01_seido_02.html

各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配慮願いたい。

(2) 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業について

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業のうち、平成24年度の特定の者対象の都道府県研修（第3号研修）については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、社会・援護局において、セーフティネット支援対策等事業費補助金により実施してきたところであるが、平成25年度についても引き続き実施できるよう、来年度予算案に盛り込んだところである。

このため、都道府県においては、平成25年度においても関係部局等と連携を図り、「喀痰吸引等研修」の実施について、都道府県及び登録研修機関の必要な研修実施体制の構築及び継続に資するよう、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の活用について積極的に行っていただき、必要な障害者等が地域において喀痰吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いしたい。

また、指導者養成事業については、本年2月に昨年度の第3号研修テキスト、指導者マニュアル、DVDをリニューアルし、各都道府県に配布したところである。

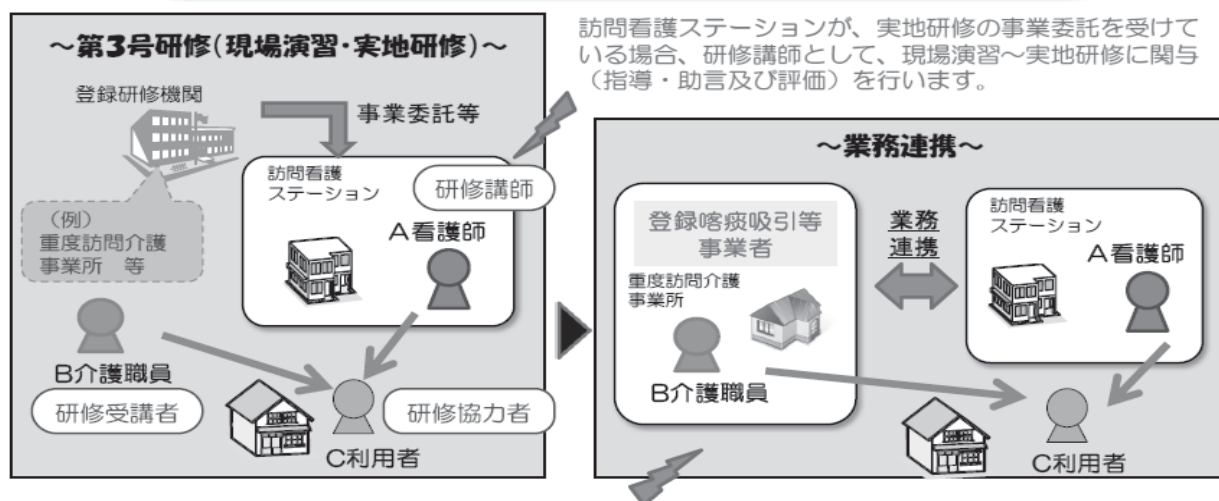
指導者養成事業に関する予算については平成24年度限りとなっているが、各都道府県においては、今般配布した第3号テキスト等を御活用の上、引き続き積極的な指導者養成を行っていただきたい。

なお、実務に関する講師の要件としては、医師、保健師、助産師、看護師の国家資格を有する者としており、指導者養成事業（都道府県で実施する指導者講習又は自己学習）を修了していることは必須要件とはしていないが、当該事業を修了していることが望ましいこととしている。

特に、実地研修講師については、第3号研修の場合、在宅等の特定の利用者に対し、喀痰吸引等を前提として行われることから、研修及び実際の

業務場面を通じて、同一の利用者（特定の者）に対して同じ介護職員等が喀痰吸引等を提供することとなるが、その際は同じ看護師が関与することが望ましいことであることを勘案し、当該利用者が契約している訪問看護事業所の活用を図ることが望ましいことから、各都道府県におかれては管内市町村に周知願いたい。

(参考)訪問看護ステーションとの関わり方の例（特定の者対象の場合）



「研修（第3号研修）」は、特定の利用者に対する医行為の提供を前提として行われることから、研修場面、実際の業務場面を通じて、同一の利用者（特定の者）に対し、同じ介護職員が喀痰吸引等を提供することとなりますが、その際、同じ看護師が関与することが望ましいと考えられます。

（参考URL：喀痰吸引等の提供について～在宅連携のイメージ（介護：訪問介護事業所の場合の例））

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/dl/5-1-2.pdf

また、各都道府県において実施された第3号研修の実施状況調査について、今月調査票を送付したところであるのでご協力方願います。

4 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県相双地域等における障害者支援施設等の職員不足を解消することを検討することを目的として、「福島県相双地域等人材確保対策会議」が設置され、平成24年6月4日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」及び平成24年12月25日付け事務連絡「福島県相双地域等への応援事業の延長等について」に基づき、障害者支援施設等の支援職員の応援事業を実施しているところである。

このうち、障害者支援施設等については、障害者関係団体や応援施設等の御理解と御協力もあり、平成25年1月から応援事業が実施されているところであり、応援施設並びに関係者に御礼申し上げる。

今後の対応については、相双地域における障害者支援施設等の職員不足の状況等を踏まえ、関係機関と調整の上実施していくこととしているので、都道府県におかれては御承知おき願いたい。

5 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成25年度予算(案)の編成経緯について

障害福祉関係施設の整備については、本年4月からの障害者総合支援法の施行を控え、地方自治体から、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下、「施設整備費補助金」という。)の採択要望が増加することが見込まれているところであり、当初、平成24年度予算額(東日本大震災復興特別会計分45億円を含む106億円)を上回る金額の確保を目指したところ。

このような状況の下、平成24年度補正予算及び平成25年度予算の予算編成方針については、いわゆる「十五か月予算」の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行することとされ(平成24年12月27日、臨時閣議での総理大臣発言)、平成25年1月11日には「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定された。

これにより、既に施設整備費補助金については、平成24年度予備費で88億円を計上していたことを前提に、平成24年度補正予算(案)において、在宅障害者の避難スペースの整備に要する費用として16億円を計上し、平成25年度当初予算(案)では52億円を確保したところである。

これにより、地方自治体と国との適切な役割分担の下、

- ・ 障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センター等の地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備
- ・ 障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備

などを推進することとしている。

また、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)で対象としていた施設の改修(賃貸物件を含む)や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を新たに補助対象に追加するとともに、地域自主戦略交付金の廃止に伴い、大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成25年度から施設整備費補助金により対応することとしている。

(関連資料(12頁))

(2) 平成24年度補正予算に計上された施設整備費の執行について

平成24年度に東日本大震災復興特別会計において計上され、いわゆる「全国防災」として実施した防災拠点スペースの整備及び耐震化整備(入所施設を除く)については、既にご連絡しているとおり、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」(平成24年11月27日閣議決定)に基づき、今後、東日本大震災復興特別会計においては、原則として計上しな

いこととされたところである。

このため、前述の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の方針等を踏まえ、平成24年度補正予算（案）の機会を捉え、実施地域を緊要性の高い南海トラフ巨大地震の影響を受ける地域に限定した「在宅障害者向け避難スペースの整備」として、一般会計において16億円を計上することとした。

この平成24年度補正予算（案）については、国会での同予算成立後、速やかに執行することとしており、先般の各地方自治体に対する所要額調べの結果を踏まえて、できるだけ早期に内示を行いたいと考えている。

なお、南海トラフ地震の影響を受けない自治体における障害者向け避難スペースの整備については、平成25年度から、施設整備費補助金の実施要綱中に「災害時にも活用が可能な避難スペース」としてメニュー化を図り、整備費予算全体の枠内で対応することとしているので、併せてご了解願いたい。

（３）平成25年度施設整備費補助金の執行について

平成25年度の施設整備費補助金の執行に関しては、昨年の概算要求の段階で、地方自治体に対し、平成25年度の障害福祉関係施設の整備計画について聞き取りを行ったところ、平成23年度及平成24年度の執行額（平成23年度：約133億円、平成24年度：約129億円）と同程度が見込まれたところである。

平成23年度及び平成24年度の執行実績については、平成23年度末を期限とした新体系サービスへの移行や、児童福祉法等の改正に伴う新たなサービス体系への移行のための環境整備の要請が大きかったものと考えているが、平成25年度についても、前述のとおり、本年4月からの障害者総合支援法の施行を控え、一定の環境整備に対する需要が大きいものと考えている。

しかしながら、東日本大震災復興特別会計において、全国防災の観点から施設整備費予算を計上することが困難となったため、前述のとおり、予備費使用で88億円、補正予算（案）で16億円を計上することとし、地方自治体に対しては、平成25年度の障害福祉関係施設の整備計画の前倒し執行にできる限りご協力頂くよう、数次にわたりお伝えしているところである。

平成25年度当初予算（案）に計上した施設整備補助金は52億円であるが、以上の状況から、具体の国庫補助の協議案件については、予備費及び補正予算（案）による前倒し執行分との調整を図るとともに、優先順位を勘案の上、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選されたい。

また、施設整備費補助金の採択協議の案件を選定する際、入所施設の建て替えや耐震化等については、平成24年度補正予算（案）で「社会福祉施設等耐震化臨時特例交付金（基金）」が平成25年度末まで延長されるとともに、さらに97億円が積み増しされたことから、同基金を最大限活用いただ

きたい。

さらに、農林水産省の平成25年度予算案において「都市農村共生・対流総合対策交付金」（新規：1,950百万円）と「「農」のある暮らしづくり交付金」（新規：550百万円）が計上されているところであり、内容の詳細について89・90頁を参照の上、活用されたい。

平成25年度当初予算（案）については、国会日程を勘案すると年度内の成立は困難な情勢であり、前例を鑑みると、施設整備費補助金の執行は暫定予算を組んで対応することも想定されるところである。経済対策の観点から、施設整備費補助金の早期執行に努めたいと考えており、今後の同補助金の採択協議については以下のスケジュールとしたいのでご協力願いたい。

なお、同協議における採択方針等については、別途詳細をお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 2月中旬 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 3月上旬 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 | 3月下旬
～4月上旬 |

（4）社会福祉施設等施設整備費補助金等に係る会計実地検査の結果等について

今般、会計検査院から、施設整備費補助金等により整備した障害福祉施設について、整備されて間もないにもかかわらず、当該施設が提供する障害福祉サービスの一部が休止または廃止されている、あるいはその利用が低調であるなど、当該施設が提供する障害福祉サービスが障害者等利用者に十分に利用されていない事態が生じているとの指摘を受けたところである。

また、併せて、地方自治体での施設整備費補助金等の協議選定の際に、当該施設が提供する障害福祉サービスの需要を十分把握した上で、当該整備計画が適当であるかどうかを確認・審査を行うこと等について、地方自治体に対し指導助言するよう求められている。

今後、今回の指摘を踏まえ、施設整備費補助金等による整備対象の適切な選定等について改めて周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

（5）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成

24年8月24日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。



イ 吹付けアスベスト等の除去等について

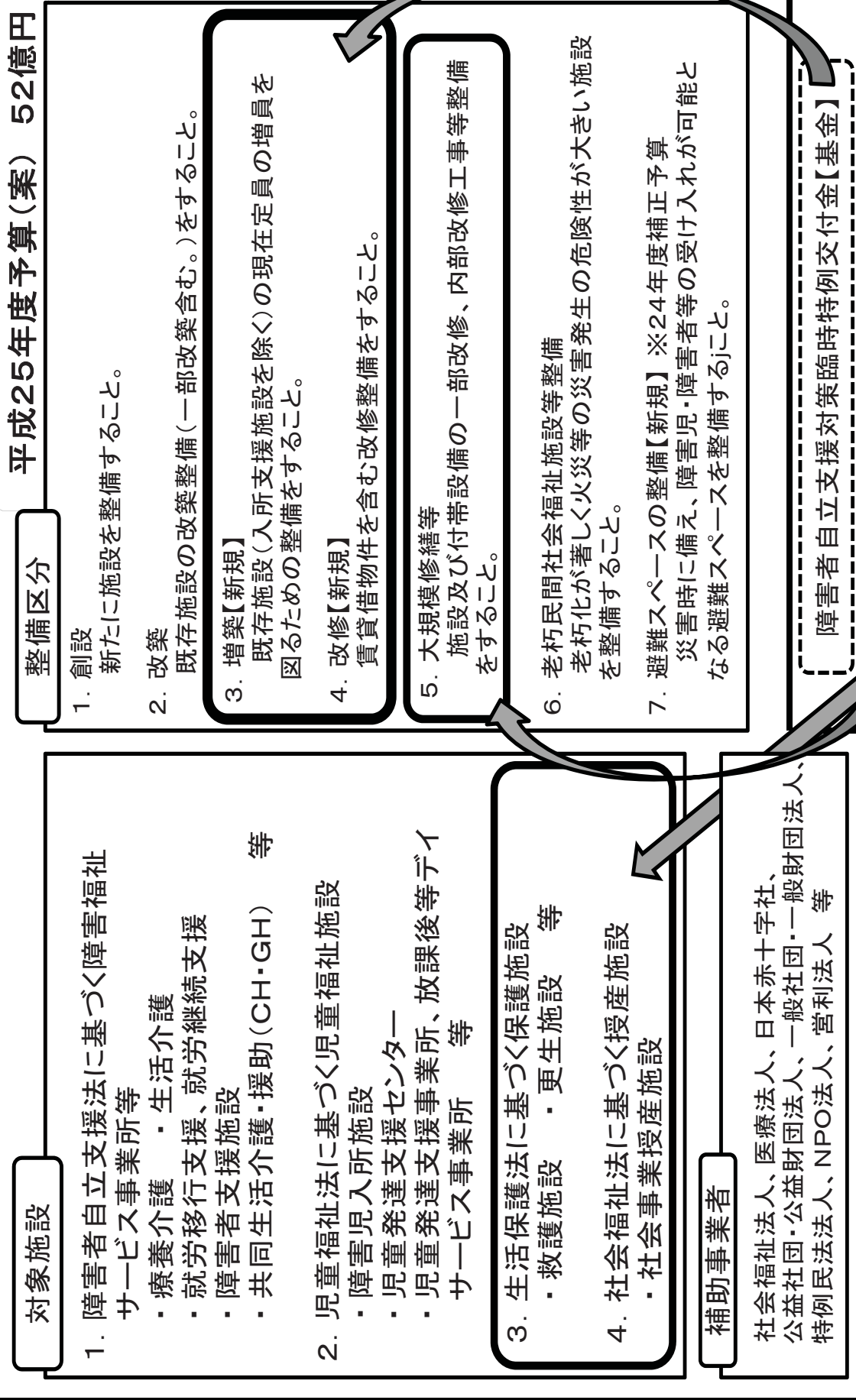
吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成25年度も引き続き実施することとしている。

（6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

平成25年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費の概要



※このほか、大規模生産設備加算を創設

6 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進について

いわゆる医行為を必要とする重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においても、医療型短期入所として短期入所サービスの実施を可能としているところであり、平成 24 年 4 月には、地方分権一括法の施行に伴う障害者自立支援法施行規則の改正において、法人格を有さない医療機関についても、短期入所の指定を受けることができることとするとともに、平成 24 年度報酬改定において超（準）重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合の加算を創設する等の改定を行ったところである。

こうした取組により、医療型短期入所の平成 24 年 10 月における事業所数は、平成 23 年 4 月と比べ、約 20% の増加となったところであるが、依然として医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県等においては、引き続き地域におけるニーズを適切に把握し、そのニーズを踏まえ、いわゆる医行為の必要な障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

(参考) 医療型短期入所の事業所数 (障害保健福祉部障害福祉課調べ)

時点	23 年 4 月	23 年 10 月	24 年 4 月	24 年 10 月
箇所数	272	278	319	328

② 単独型の短期入所サービス等の整備促進について

短期入所事業の整備促進については、これまでに平成 24 年度報酬改定における単独型加算の引上げ等を通じて取り組んできたところであるが、第 3 期障害福祉計画では、短期入所の平成 24 年度整備目標が 4 万人分であるのに対し、平成 24 年 10 月の利用実人員は 3.4 万人であり、今後さらなる整備が必要である。

現在、新規に短期入所事業を開始する際等の参考となるよう、障害者総合福祉推進事業により、独立行政法人のぞみの園において、アンケート調査やヒアリング調査による事業モデルの構築や取組事例集の作成を行う研究事業を行っているところであり、今年度中に報告書が取りまとめられる予定となっている。

報告書については、のぞみの園のウェブページにおいて掲載する予定であるので、短期入所サービスの整備促進において参考とされたい。

なお、生活介護事業所等が行う単独型短期入所は、通い慣れた日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、また「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護職員等が、喀痰吸引等の研修を受講することで、喀痰吸引等の医療的ニーズのある障害児者についても、単独型短期入所をはじめとする福祉型短期入所サービス事業所による受入れが可能となっていることから、今後の整備において、単独型短期入所の整備促進について特に積極的な取組を進められたい。

(2) 新型インフルエンザ等に関する対応について

新型インフルエンザ等については、平成 24 年 5 月 11 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）が公布され、同年 8 月から、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を目的とし、新型インフルエンザ等対策有識者会議において議論し、平成 25 年 1 月 29 日に中間とりまとめ案がまとめられたところである。

中間とりまとめでは、特定接種（※）の対象者や、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等についてまとめられており、特定接種対象者の基準を満たす障害福祉サービス等の従事者についても特定接種の対象となるものとされているところである。

今後、中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな政府行動計画やガイドライン等が作成される予定であるので、各障害福祉サービス事業者等や各市町村においては、御承知おき願いたい。（関連資料 1（21 頁））

※ 特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われるものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 24 年 11 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(4) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成24年11月に国会へ提出された平成23年度決算検査報告において、

- ・対象経費を二重に計上する
- ・「定員超過減算」を行うべきところ、減算をせずに算定を行う

などにより、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、控除対象なる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していたため、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村に対して障害児通所支援に係る適切な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy23_05_10_18.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy23_05_10_25.pdf

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy23_05_10_17.pdf

(5) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策

- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

②社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号 国河砂第57号 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。

- ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設(市町村管轄施設を含む。)の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
- ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期すようお願いしたい。

(参考)

・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」

(平成11年1月29日文施指第53号、社援第212号、11林野治第172号、建設省河砂発第6号、消防災第8号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

④障害者施設等の耐震化について

障害者支援施設等（入所）の耐震化については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（社会・援護局福祉基盤課所管）等により計画的に整備が進められているところであるが、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると全国の耐震化率は81%となっており、一部の障害福祉関係施設で未だ耐震化が図られていない。特に障害児関係施設については耐震化率が芳しくない状況である。

建築物の耐震化等の取組は、新政権下においても「国土強靱化の推進」として重要な政策課題となっており、また、障害者支援施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての障害者支援施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市、及び耐震化率が芳しくない施設を有している自治体にあつては、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（関連資料 2（22 頁））を積極的に活用していただき、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等の準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成 25 年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

⑤大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定について

大規模災害時の対応については、昨年 2 月 20 日の障害保健福祉関係主管課長会議において、障害福祉サービス事業所等が、大規模災害発生時には施設レベルにとどまらず、関係機関と十分な連携を取ることや、地域防災計画に基づく適切な防災訓練を実施すること、及び防災拠点として重要な役割を有する障害者支援施設等が、緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行う旨をお願いしたところ。

また、昨年 7 月に厚生労働省でとりまとめた「厚生労働省での東日本大震災に対する対応について（報告書）」において、障害児者等の「災害時を想定した緊急一時受入先について、平時から事業者間で協定を締結する等、できる限り事前に決めておく等の対策」が示されたところである。

事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan））は、地震や風水害等の緊急事態の際、職員が出勤できない、施設、設備の一部又は全部が利用できない、物品（食料品、消耗品、ガソリンなど）の調達ができない、ライフラインが寸断されるなどの事態が起こった場合にも、障害福祉サービスを中心とする重要な事業を継続、または早期に復旧させるために、障害者支援施設等において策定するものであるが、平成 23 年度社会福祉推進事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）において株式会社浜銀総合研究所がまとめた報告書（「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP；Business Continuity Plan）策定とその普及事業 ～地域のネットワーク活用に着目したアプローチ～」）によると、「火災」、「感染症」に関

する計画・マニュアルは7割以上の事業所が策定しているのに対し、「地震」、「風水害」については、それぞれ41.9%、35%の策定にとどまっているところである。

都道府県等においては、管内の障害者支援施設等で事業継続計画を未策定の施設等が事業継続計画の策定を進めるよう、普及啓発に努められたい。

なお、事業継続計画を策定する上でのポイント等について、株式会社浜銀総合研究所がまとめた上記報告書（※）に詳細な記載があるので、御活用願いたい。

（関連資料3：福祉事業所における事業継続計画のポイント（平成23年度厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP；Business Continuity Plan）策定とその普及事業～地域のネットワーク活用に着目したアプローチ～」報告書（株式会社浜銀総合研究所（平成24年3月31日）（23頁））

（6）東日本大震災からの復旧・復興等について

①自治体負担分に対する財政支援の延長について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※1）の全ての住民（※2）が利用する障害福祉サービス等（※3）

○延長期間：平成26年2月28日（サービス提供分）まで延長すること。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※2）震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。

（※3）介護給付費・訓練等給付費（やむを得ない事由による措置を含む。）、補装具費及び障害児施設給付費（障害児施設措置費を含む。）

②東日本大震災の被害者の特定権利利益について

東日本大震災の被害者の特定権利利益については、東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成24年政令第217号。以下「令」という。）に基づき、平成25年2月28日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

この満了日の取扱いについては、既に「東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延